

## 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書

### (要約)

社会問題に発展した「耐震強度偽装事件」は、効率ばかりを優先させた建築確認の規制緩和や民間開放が招いたものであり、「官から民へ」の「改革」の方向に、改めて疑問を投げかけられています。

こうしたもとで、住民の安全・安心を守るうえで、公共サービスの拡充こそ求められており、暮らしに直結する行政分野の民間開放には慎重な対応が求められます。

また、「行政改革推進法」は、公務員の総人件費削減にむけて医療や福祉、教育など住民生活と直結した部門が公務員削減のターゲットにされていることから、住民へのサービス低下につながるものが危惧されます。

「三位一体の改革」による地方切り捨ての[構造改革]によって、地域間の格差があらゆる面で拡大しています。そうしたもとで、公共サービスの民間開放や画一的な公務員の削減はおこなわず、公共サービスの充実を図ることが必要だと考えます。

以上の趣旨から、政府に対して、下記事項の実現を要望するものです。

### 記

- 1 住民の暮らしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、公共サービスの民間開放を安易におこなわないこと
- 2 画一的な公務員の削減はおこなわず、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること
- 3 地方交付税の削減など、地方切り捨ての行財政[改革]はおこなわないこと

あて先 内閣総理大臣、行政改革担当大臣、財務大臣、総務大臣

## 受 理 さ れ た 陳 情 要 請 等

- ◇第 36 回沖縄県母子寡婦福祉大会の決議の実現に関する要請 . . . . . 配布
- ◇安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情 . . . . . 配布
- ◇医療改悪や庶民大增税をやめ、最低保障年金制度の実現を求める陳情 . . . . . 配布
- ◇住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情 . . . . . 採択
- ◇「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び  
「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出について要請 . . . . . みなし採択
- ◇「道路財源の確保を求める意見書」について . . . . . 配布
- ◇県内建設業者の支援について (要請) . . . . . 配布
- ◇「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び  
「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情 . . . . . 採択
- ◇出資法上限金利並びに貸金業規正法等の評価に関する陳情 . . . . . 配布
- ◇アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める要請書 . . . . . 配布

## 陳情・要請・意見書等

### 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び 「貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書

全国の破産申告件数は、平成 14 年以来 20 万件台という高水準にあり、多重債務を抱えた潜在的破産予備軍は 200 万人にも及ぶといわれる。

また、警視庁の統計によれば、平成 15 年度の経済的理由による自殺者は 8,897 人にのぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっており、深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つ「高金利」があげられる。

現在、我が国の公定歩合は年 0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年 2% 以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年 29.2% という「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の上限金利は異常なまでに高金利であり、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法 43 条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、みなし弁済が認められるための要件の適用には厳格に解釈するため現実にはこの要件を満たした営業を行っている貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては利息制限法を適用して処理することが実務の常識でさえる。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法 43 条は、その立法趣旨に反し、さらに「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものであるといえる。

同様に出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)については、その存在を認める必要性はないこと、また、電話担保金融の社会的・経済的需要は極めて低いこと等から、両者の年 54.75% という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、西原町議会は、国会及び政府に対し「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記の通り改正することを強く要請する。

#### 記

- 1 出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣